

**令和4年度  
週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】  
(R4. 4月版)**

## 令和4年度

### 実施方針

※対象：令和4年4月1日以降入札手続き(公告)を行うもの

#### □ 令和4年度の実施方針

### 全ての工事を対象に、発注者指定方式で発注。

#### 【具体の取扱い】

##### 1)WTO案件の工事

- ・全ての工事を対象に、**発注者指定方式(現場閉所)**とする。
- ・一般土木工事については全てのトンネル工事を、橋梁上部工事については鋼橋およびPC橋のうち、各1件ずつを、発注者指定方式の完全週休2日試行工事(現場閉所)とする。  
※「完全週休2日試行工事」とは、休日の湯徳をい土日・祝祭日に定めて実施するもの。

##### 2)経常維持工事(河川維持・道路維持)

- ・全ての工事を対象に、**発注者指定方式(交替制モデル)**とする。
- ・当面の間、「交替制モデル」の実施タイプを受注者の希望により「現場閉所」に変更できる選択条項を設定する。

##### 3)その他の維持工事

- ・全ての工事を対象に、**発注者指定方式(現場閉所)**とする。
- ・当面の間、「現場閉所」と「交替制モデル」の実施タイプを受注者の希望により変更できる選択条項を設定する。  
※その他維持工事とは、バイパス保守、街路樹維持、照明維持、公園維持を指す。

##### 4)災害復旧工事等

- ・全ての工事を対象に、**発注者指定方式(現場閉所)**とする。
- ・社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、**発注者指定方式(交替制モデル)**とする。
- ・当面の間、「現場閉所」と「交替制モデル」の実施タイプを受注者の希望により変更できる選択条項を設定する。

##### 5)上記以外の工事

- ・全ての工事を対象に、**発注者指定方式(現場閉所)**とする。  
※5)に該当する工事については、「現場閉所」と「交替制モデル」の実施タイプの選択条項は設定しない。

# 週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

## 定義

### ○ 発注者指定方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式。

※当初から4週8休以上を達成した場合の補正を計上した予定価格となっており、4週8休を達成できなかった場合、補正無しとなる。(4週8休に満たない場合は、補正分を減額変更・)

※明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定で減点となる場合がある。

### ○ 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を提示した上で取り組む方式。

※当初から4週8休以上を達成した場合の補正を計上した予定価格となっており、4週8休を達成できなかった場合、4週6休以上、4週7休以上の達成状況に応じた補正に変更する。

※4週8休に満たない場合においても、工事成績評定で減点措置は行わない。

### ○ 完全週休2日試行工事

休日の取得を土日・祝祭日に定めて実施する工事。

### ○ 現場閉所

現場事務所での事務作業(内業)を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態(休日)を設けるもの。

(現場作業としてあつかわない例)

巡回パトロール(一時的なもの)、保守点検、見学会、地元協議対応  
交通規制上必要となる交通誘導警備のみ行っているもの 等

### ○ 交替制モデル

社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事において、現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日確保日数に応じて週休2日補正を行うもの。

※対象となる技術者、技能労働者は、対象工事に1ヵ月以上従事する者とする。

# 週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

## 定義

### ○ 週休2日の対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、**発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。**

### ○ 現場閉所率(現場閉所の場合)

対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

**※ 現場閉所率(%) = 現場閉所日 / 対象期間**

- ・4週8休以上:28.5%(8日/28日)以上
- ・4週7休以上4週8休未満:25.0%(7日/28日)以上、28.5%未満
- ・4週6休以上4週7休未満:21.4%(6日/28日)以上、25.0%未満

**注意:「完全閉所」以外の現場閉所においては、現場閉所日は土日祝日にこだわらない。また、1週間当たり2日の休日を確保するという事ではない。**

### ○ 平均休日率(交替制モデルの場合)

対象期間内の対象者ごとに、休日日数の割合を算出。(下請けの場合、対象期間は施工体制台帳上の工期から設定) 全対象者の「休日日数の割合」を平均化する。

**※ 対象者の休日日数の割合(%) = 対象者の休日日数 / 対象期間**

**※ 平均休日率(%) = 「対象者の休日日数の割合」の合計 / 対象者数**

### ○ 重点モデル工事

契約後に事務所にて「工期変更等調整会議」を設置し、週休2日(4週8休以上)の実施にあたって工程に支障となる案件等の解決に向けて、発注者が積極的に支援を行う工事。

**※週休2日に取り組む全ての工事を対象とする。**

# 週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

## 留意事項

### ○ 適切な工期設定と工事工程表の公表

#### ・発注者指定方式の場合に実施。(交替制除く)

(1) 工期設定に必要となる現場条件について、特記仕様書に明記する。

##### 【特記仕様書記載例より】

- ① 準備期間: ●●日間(工種区分による日数を記載)
- ② 後片付け期間: 20日間
- ③ 雨天・休日等: ●●日間  
(休日等(土日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇)と悪天候により作業が出来ない日数)
- ④ 地元調整等による工事不可期間  
令和●年●月●日から令和●年●月●日 ●日間
- ⑤ … ※必要に応じ記載

(2) 設計変更に伴い工期延期する場合においても、**週休2日確保可能となるよう適切に変更**する。

(3) 工期設定にあたっては、**原則「工期設定支援システム」を活用**する。

(4) 発注者指定方式においては、条件明示の一環として、**見積参考資料に工事工程表の提示及び施工パーティ数を記載し、公表**する。

### ○ 条件明示の項目別チェックリストの公表

#### ・発注者指定方式の場合に実施。(交替制除く)

(1) 発注者指定方式においては、条件明示の一環として、「土木工事施工条件明示の手引き(案)」記載の「**条件明示の項目別チェックリスト**」を見積参考資料として公表する。

### ○ 達成状況の確認

・各経費の補正は、対象期間全体に対する週休2日達成状況によるが、建設業の働き方改革を推進する観点から、発注者による現場閉所状況の確認は月1回を目安に実施し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組む。

確認は、受注者が記録しているカレンダー等の資料によるものとし、新たな資料作成は求めない。

# 週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

**維持工事のみ適用**

## □ 落札決定後における実施タイプ(現場閉所・交替制)の変更について

【目的】週休2日の取り組みについては、令和6年度から建設業にも改正労働基準法による時間外労働規則が適用されることを踏まえ、現場閉所困難工事以外は、原則現場閉所工事として発注することを基本としている。ただし、受注者の人員配置や工程計画等が、発注者の想定と相違する場合を考慮し、当面の間、落札決定後における当初発注時の実施タイプ(現場閉所・交替制)の変更を可能とする試行を実施するものである。

※なお、現場閉所工事の拡大を推進する方針を踏まえ、現場閉所工事から交替制モデル工事に変更する場合には、別途その理由を確認することとする。

【方法】実施タイプ(現場閉所・交替制)を変更できる旨を入札公告及び入札説明書、特記仕様書に明記する。

発注時に設定した実施タイプ(現場閉所・交替制)について、受注者が工事内容を考慮した上で変更を希望する場合は、落札決定から契約までの間で変更希望を発注者に協議することができる。  
(ただし、契約締結後の変更希望表明は不可。)

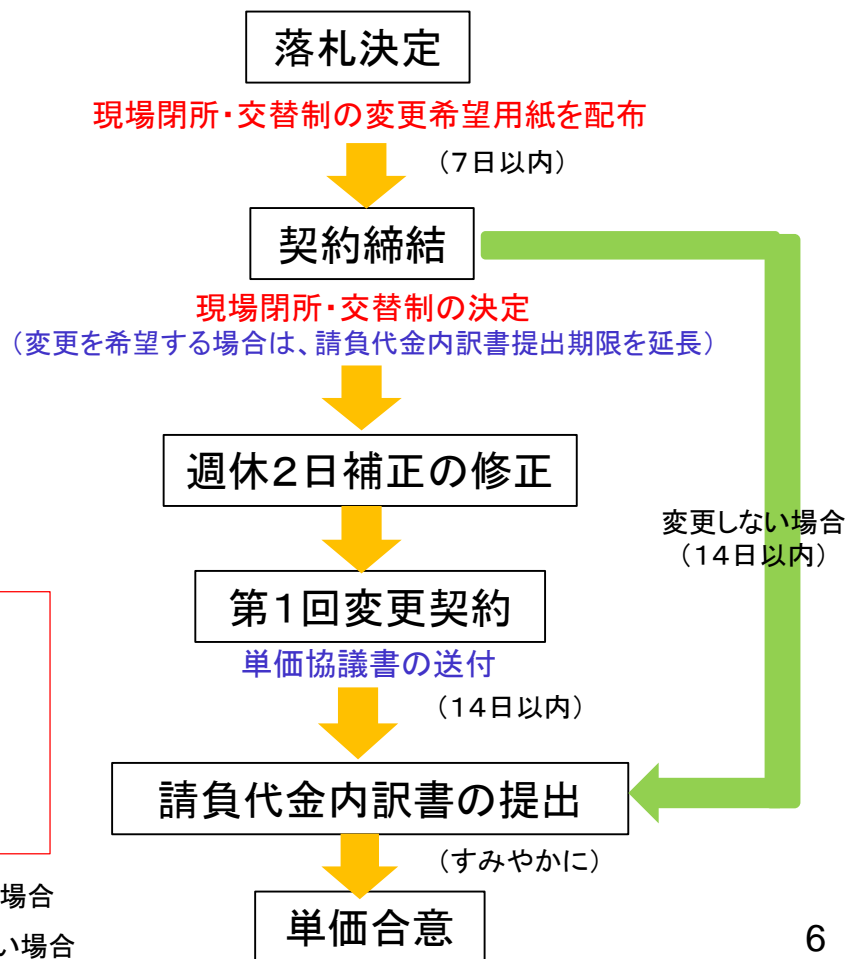
変更が承諾されたものは、実施タイプに応じた変更契約を行った上で初回の単価合意を行う。



### 注意

※実施タイプ(現場閉所・交替制)の変更については契約締結までとしているため、契約締結後に変更の希望表明が出されたものは不可とする。

※1件の工事契約において、現場閉所と交替制の併用は不可。  
(工事途中での変更も不可)

### 【実施タイプ変更フロー】



 : 実施タイプの変更を希望する場合  
 : 実施タイプの変更を希望しない場合

## 週休2日・現場閉所工事

### 対象工事

・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事として、交替制モデルにより実施するもの以外の工事を対象とする。

### 積算方法（補正係数）

令和3年度から変更無し

- ・週休2日（4週8休以上）の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。
- ・市場単価における週休2日の補正については、「市場単価方式における週休2日補正の適用について」（令和3年2月24日付け国四整技管第170号）によるものとする。

**※当初予定価格から市場単価方式も週休2日の補正が必要なので注意。**

項目	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

- ①. **4週8休以上：**  
現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上
- ②. **4週7休以上4週8休未満：**  
現場閉所率が、25.0%（7日/28日）以上、28.5%未満
- ③. **4週6休以上4週7休未満：**  
現場閉所率が、21.4%（6日/28日）以上、25.0%未満

**※週休2日の補正対象は、公共工事設計労務単価（51種）のみであり、それ以外の労務単価については補正対象外とする。**

# 週休2日に関する取り組み【四国地方整備局】

## 週休2日・交替制モデル工事

### 対象工事

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、年間を通じて作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事

### 積算方法（補正係数）

令和3年度から変更無し

### ■ 平均休日率

- ・現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日確保状況を、休日率として算出する。  
 ※対象となる技術者、技能労働者は、対象工事に1ヵ月以上従事する者とする。
- ・対象者ごとに、休日日数の割合（対象期間における休日日数／対象期間の日数）を算出。  
 ※工事着手日から工事完成日までを期間とするが、下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定
- ・全対象者の「休日日数の割合」を平均化し、「平均休日率」を算出。

休日率の算出例

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工（一次下請け）	○○	200	60	30.0%	
C電設（二次下請け）	□□	200	65	32.5%	※左記パーセントを単純平均
	××	100	25	25.0%	

28.5%以上のため  
4週8休以上  
を達成

### ■ 補正係数

- ・補正対象は、労務費、現場管理費とする。  
 ※交代制モデル工事の場合、市場単価方式は、週休2日補正対象外なので注意。

項目	4週6休以上4週7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上4週8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03



# 週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

## 確認方法

### ○週休2日実施の確認例(発注者による確認)

工期内において、現場閉所日数を確認できる資料(エクセル表等)で確認する。受注業者の既存資料等(工程表や休日等の記録資料等)より、現場閉所日の実績日数を確認し、対象期間より現場閉所率を算出する。

#### 【現場閉所】

現場事務所での事務作業(内業)を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(雨天や天候による閉所も含まれる。土日・祝祭日にはこだわらない。)

確認イメージ例(一部)

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2	3 工事着手日	4	5	6	7 現場閉所
8	9	10	11 現場閉所	12	13	14
15	16 現場閉所	17	18	19	20	21
22	23 現場閉所	24 現場閉所	25	26 現場閉所	27	28 現場閉所
29 現場閉所	30	31 工事完了日				

### 〔参考例〕

- ①工期 : 273日
- ②夏季休暇 : 3日
- ③年末年始 : 6日
- ④工事着手までの期間 : 10日
- ⑤工事全体の一時中止期間 : 60日
- ⑥受注者の責によらず現場作業を余儀なくされた期間 : 15日

#### ■現場閉所率対象期間

$$\text{①}273\text{日} - \text{②}3\text{日} - \text{③}6\text{日} - \text{④}10\text{日} - \text{⑤}60\text{日} - \text{⑥}15\text{日} = 179\text{日}$$

#### ■算出方法

・現場閉所日数→57日の場合  
 現場閉所率 :  $57\text{日} / 179\text{日} = 31.8\%$   
 【 $31.8\% \geq 28.5\%$  ∴4週8休以上】

・現場閉所日数→35日の場合  
 現場閉所率 :  $35\text{日} / 179\text{日} = 19.6\%$   
 【 $19.6\% < 21.4\%$  ∴4週6休未満(補正なし)】

※現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。

# 週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

## 確認方法(補足)

### ○週休2日実施の確認例(発注者による確認)

□現場閉所の確認は、既存資料、カレンダーなどを用いて確認し、受注者へ負担となるような作成等は求めないこと。

□「完全週休2日試行工事」以外の現場閉所においては、**現場閉所日は、土日・祝祭日にはこだわらず、全工期分について、精算変更前までに確認を行う。**

□降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても閉所日数に含める。  
(天災等により1日作業を中止した場合も含める。)

□年末年始(12/29-1/3 6日)、夏季休暇(3日)は、現場閉所日にも作業日にもカウントしない。  
※年末年始は上記日程、夏季休暇は、日程の指定はしない。  
(上記に、土日・祝祭日、雨天休日が含まれてもカウントしない)

□工場製作のみを実施している期間については、現場閉所日にも作業日にもカウントしない。

□**工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間についても、現場閉所日にも作業日にもカウントしない。**

(受注者の責によらず、現場作業を余儀なくされる期間とは、災害発生等による突発的な作業を想定しており、維持工事における応急処理等は該当しない。)

□対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

□工事着手とは、土木工事共通仕様書1-1-1-2 用語の定義より

42.工事着手  
工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置または測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。

□現場閉所とは、元請け、下請け含め、現場での作業を実施しないこととする。

□現場とは、土木工事共通仕様書1-1-1-2 用語の定義より。

47.現場  
現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。  
※現場以外での作業の有無については、契約外及び確認ができないことから、対象とはしない。

□現場管理上、必要な作業を行う場合は、作業日として扱わないものとする。  
例:巡回パトロール・保守点検(一時的なもの)、見学会、地元協議対応、災害対応や準備など監督職員が認めたもの。

□一時中止を行った場合は、週休2日相当が確保できる工期を延期することを基本とする。

□実施の有無の確認は、精算変更前までに行い、精算すること。

□**施工箇所点在型における週休2日の場合、一工事として判断する(各地区毎に判断しない)**

□監督行為(施工プロセスチェック)等により、現場の稼働や閉所を確認できるときは定期的に行うこと。  
※週休2日だけの確認や、工期中における全日数の確認、頻繁な閉所確認はしなくても良い。

□上記により難しい場合、上記だけで判断が困難な場合は、本局技術管理課等へ相談すること。

項目	休日(現場閉所日)	対象期間	備考
土・日・祝祭日	○含むことができる	○含める	
雨天等	○含むことができる	○含める	(天災等による中止含む)
年末年始・夏季休暇	一含めない	一含めない	
準備・後片付け	○含むことができる	○含める	(工事着手日から工事完成日までを対象期間とする)
工場製作のみ期間	一含めない	一含めない	
一時中止期間など	一含めない	一含めない	

工事内容	契約日	余裕期間	工期始期	(準備)	(一時的なもの)										工期終期	検査日				
					工事着手	準備	作業日	現場閉所日	夏季休暇	年末年始	雨天	パトロール	点検	内業			現場以外作業	後片付け	工事完成日	
現場閉所日	-	-	-	-	×	○	×	◎	-	-	◎	◎	◎	×	◎	○	×	-	-	-
対象期間	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	-

※ ◎:必ずカウント ○:状況によりカウント ×:カウントしない -:対象外

# 週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

## 重点モデル工事

- 契約後に事務所にて「工期変更等調整会議」を設置し、週休2日(4週8休以上)の実施にあたって工程に支障となる案件等の解決に向けて、発注者が積極的に支援を行う工事。
- 更なる取り組みの充実を図ることを目的とし、受注者から工期延期等申し出があった場合には、初回から事務所幹部が入った「**工期変更等調整会議**」の設置を行い、受注者から直接事務所幹部に協議出来る体制を構築し、迅速な意思決定を行うため、令和元年度より実施している。
- 週休2日を実施する全ての工事を対象とする。

### 工期変更等調整会議とは・・・

#### 【構成と出席者】

- **工事受注者**: 現場代理人、監理技術者、担当技術者 等
- **発注者**: 技術副所長、工事発注担当課長、主任監督員 等

#### 【開催頻度】

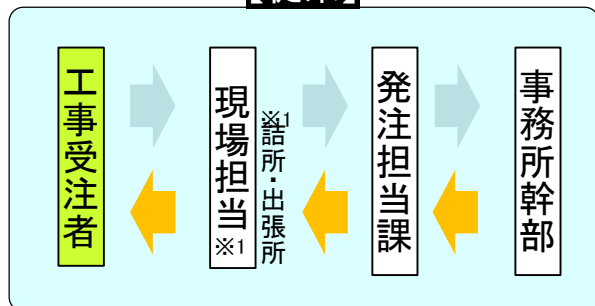
- 実施工程表作成時点(総括打合せ時点)
- 月1回開催を目安に、調整事項に合わせ実施
- 工期変更の必要が生じた場合
- 工事実施内容(工種・数量等)の変更が生じた場合

#### 【取組内容】

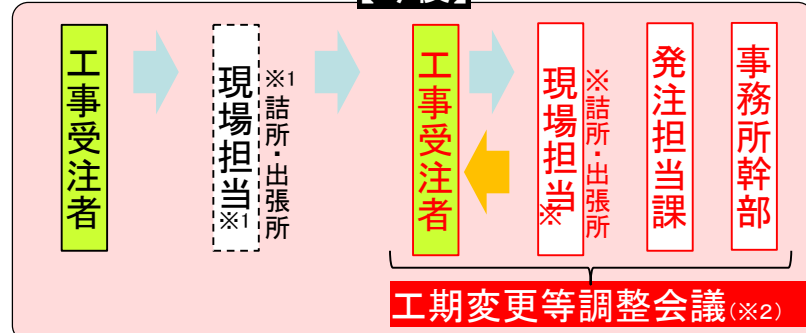
- **取組計画の確認**: 現場閉所日の計画及び実施状況の確認
- **工程進捗に関する情報共有**: 工程進捗に関わる課題調整、クリティカルパス等の確認
- **課題解決に向けた対策検討**: 課題事項に関する実施対応者、実施時期などを明記し、進捗状況を確認
- **工期変更に関する協議**
- **工事実施内容(工種の削減・数量削減・施工条件の変更等)に関する協議**

### <工期変更における情報の流れ>

#### 【従来】



#### 【今後】



※2: 事務所判断を仰ぐ場合は、「工期変更等調整会議」を開催し、迅速な意思決定を実施

## 成績(土木工事成績評定)

「働き方改革及び週休2日に係る工事成績評定の取り扱いについて」(平成30年4月25日付企画部技術調整管理官)による。

### 発注者指定方式

**提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合**については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の「**考査項目別運用表 別紙-2④. 7法令遵守等 8. その他**」において、**点数を減ずる措置を行う。**

※上記の判断は、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされた期間を除いた期間における週休2日の達成状況により行う。

### 受注者希望方式

工事完成時に現場閉所の状況を確認後、4週8休に満たない場合においても、**減点評価は行わない。**

## 週休2日履行証明書交付の取り組み

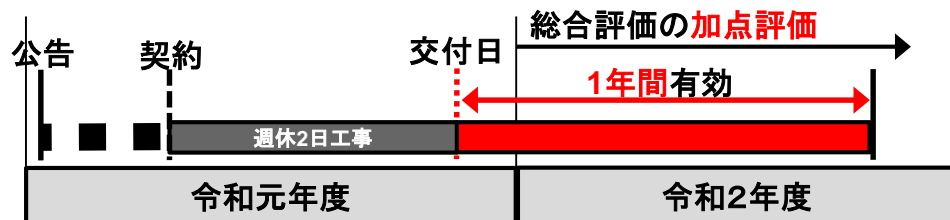
- 四国地方整備局発注の週休2日工事において、取り組み達成を行った受注業者に対して成績評定通知時に「**履行証明書**」を交付【平成31年4月1日以降に公告した工事を対象】
- 令和2年度の総合評価から、「**履行証明書**」を提出された企業の**加点評価**を行う

### 交付基準

- 平成31年4月1日以降に公告した工事で、週休2日を達成したすべての工事が対象。
  - 工事が完成し、週休2日の達成※を確認後、成績評定通知時に「履行証明書」を交付。
- ※ 「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」、「4週6休以上4週7休未満」の達成状況により、証明書を交付

### 週休2日履行証明書の交付と加点評価

- 履行証明書の有効期限は、**交付日から1年間有効**。
- 令和2年度の総合評価から、**全ての工事の加点評価を実施**。



### <証明書>

(別紙2)

国 庫 費 ○ ○ 第 ○ ○ 号  
平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日  
管 理 番 号 00-00-週休 0000

株式会社 ○○  
○○ ○○ 殿

国土交通省 四国地方整備局長 印  
または、  
国土交通省 四国地方整備局  
○○河川国道事務所長 印

#### 週休2日履行証明書

当事務所発注の下記工事について、週休2日の履行を証明する。

工 事 名：平成○○年度 ○○地区運河改良工事  
工 期：平成○○年○月○○日～平成○○年○月○○日  
製 造 所：平成○○年○月○○日  
受 注 者：株式会社○○  
(建設業許可番号○○-○○○○○○○)  
週休2日の履行：4週8休  
証明書有効期間：交付日から平成○○年○月○日まで

達成状況  
を記載

### 総合評価

#### ◆ 企業評価 (その他企業評価)で加点

評価の視点		評価項目	評価点
その他企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力に係る評価	5
		災害時の復旧支援体制	5
その他企業評価	地理的条件	地理的条件(営業拠点)	5
		地理的条件(四国島内製作工場の有無)	10
		AS舗装施工体制	5
その他企業評価	作業船	工事で使用する作業船の保有	5
		環境負荷の低い作業船の使用	5
その他企業評価	ICT技術の活用	ICT技術の全面的活用	5
	情報化施工技術の活用	情報化施工技術の活用	5
	<b>週休2日工事の実績</b>	<b>週休2日履行証明書の評価</b>	<b>最大3</b>
その他企業評価	技能者等の活用	登録基幹技術者の活用	5
		特殊技術者の活用	5

### 【企業評価：週休2日】

週休2日達成状況に応じて、**最大3点**の加点評価

- ・ 4週8休以上  
加点評価 **3点**
- ・ 4週7休以上、4週8休未満  
加点評価 **2点**
- ・ 4週6休以上、4週7休未満  
加点評価 **1点**